

大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成25年 3 月 29 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 8 号

大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程等の一部
を改正する規程

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （経過措置） 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に、扶養手当に相当する手当の支給を受けていた大阪府の職員であった者であって引き続き施行日以後に職員となった者に係る大阪府における扶養手当に相当する手当に関する規定の規定に基づきなされた届出、認定その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされた届出、認定その他の行為とみなす<u>ことができる。</u>	附 則 1 （略） （経過措置） 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に、扶養手当に相当する手当の支給を受けていた大阪府の職員であった者であって引き続き施行日以後に職員となった者に係る大阪府における扶養手当に相当する手当に関する規定の規定に基づきなされた届出、認定その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされた届出、認定その他の行為とみなす。

第 2 条 大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （経過措置） 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に、住居手当に相当する手当の支給を受けていた大阪府の職員であった者であって引き続き施行日以後に職員となった者に係る大阪府における住居手当に相当する手当に関する規定の規定に基づきなされた届出、認定その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされた届出、認定その他の行為とみなす<u>ことができる。</u>	附 則 1 （略） （経過措置） 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に、住居手当に相当する手当の支給を受けていた大阪府の職員であった者であって引き続き施行日以後に職員となった者に係る大阪府における住居手当に相当する手当に関する規定の規定に基づきなされた届出、認定その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされた届出、認定その他の行為とみなす。

--	--

第3条 大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （経過措置） 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に、通勤手当に相当する手当の支給を受けていた大阪府の職員であった者であって引き続き施行日以後に職員となった者に係る大阪府における通勤手当に相当する手当に関する規定の規定に基づきなされた届出、認定その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされた届出、認定その他の行為とみなす<u>ことができる。</u>	附 則 1 （略） （経過措置） 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に、通勤手当に相当する手当の支給を受けていた大阪府の職員であった者であって引き続き施行日以後に職員となった者に係る大阪府における通勤手当に相当する手当に関する規定の規定に基づきなされた届出、認定その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされた届出、認定その他の行為とみなす。

第4条 大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （経過措置） 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に、単身赴任手当に相当する手当の支給を受けていた大阪府の職員であった者であって引き続き施行日以後に職員となった者に係る大阪府における単身赴任手当に相当する手当に関する規定の規定に基づきなされた届出、認定その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされた届出、認定その他の行為とみなす<u>ことができる。</u>	附 則 1 （略） （経過措置） 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に、単身赴任手当に相当する手当の支給を受けていた大阪府の職員であった者であって引き続き施行日以後に職員となった者に係る大阪府における単身赴任手当に相当する手当に関する規定の規定に基づきなされた届出、認定その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされた届出、認定その他の行為とみなす。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。